備考　平成二十四年三月十六日に、公明党から、法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十四年総務省告示第百八十七号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示されたことから、平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）において告示した公明党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

民主党

会計監査を行うべき者（会計監査を行うべき者でなくなった）	氏名　高橋　千秋
会計監査を行うべき者	氏名　藤原　正司
会計監査を行うべき者となった	住所　兵庫県神戸市須磨区白川台四―二三―四
	生年月日　昭和二十一年四月一日
	選任年月日　平成二十四年三月二十一日
代表者	氏名　自見庄三郎
	住所　福岡県北九州市小倉北区常盤町五―八
	生年月日　昭和二十年十一月五日
	選任年月日　平成二十四年四月五日
代表者の住所	北海道釧路市鳥取北四―八―一五　七二五六
鈴木　宗男	東京都港区南青山四―九―一九　七二五一
支部の数	七二五六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二五一

備考　平成二十四年三月二日に、自由民主党から、法第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数の訂正があり、平成二十四年総務省告示第百八十八号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて同条第三項の規定により政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件）において告示されたことから、平成二十四年総務省告示第七十九号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）において告示した自由民主党の支部の数及び法第十四条第二項に規定する支部の数からそれぞれ一減少した数となっている。

国民新党

会計監査を行うべき者（会計監査を行うべき者でなくなった）	氏名　亀井　静香
会計監査を行うべき者	氏名　亀井亜紀子
会計監査を行うべき者となった	住所　東京都港区南青山四―九―一九　七二五一
	生年月日　昭和二十年十一月五日
	選任年月日　平成二十四年四月六日
代表者	氏名　亀井　静香
	住所　東京都港区南青山四―九―一九　七二五一
	生年月日　昭和二十年十一月五日
	選任年月日　平成二十四年四月九日
代表者の住所	東京都港区南青山四―九―一九　七二五一
支部の数	七二五六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二五六
支部の数	五八三
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五九五
所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　亀井　静香
	亀井亜紀子

平成二十四年三月二十三日

平成二十四年四月十日

平成二十四年四月十三日

○厚生労働省告示第三百六十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十四年五月二十一日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人武蔵野千川福祉会	東京都武蔵野市境南町四丁目二十番五号	鎌倉ゆみ子	東京都武蔵野市境南町四丁目二十番五号 東京都武蔵野市境南町三丁目十番一号 東京都武蔵野市関前三丁目四十一番十六号

○厚生労働省告示第三百六十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人こうよう会	神奈川県横浜市港南区港南六丁目四番二十六号	茂木　緑	神奈川県横浜市泉区中田北一丁目八番五号	平成二十四年三月三十一日

○厚生労働省告示第三百六十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
社会福祉法人こうよう会	石塚正太郎	茂木　緑	平成二十三年六月一日